

〔∅҈∵運動スローガン──┐

- 1. 自由な論議の場を!
- 2. 行政の主体性の確立
- 3. エセ同和行為の排除

No. 388

2019年(令和元年) 6月25日発行

■発行所

自由同和会大阪府本部事務局 堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F 電話(072)224-1111

### ホームページ▶http://jiyudowa-osaka.org/

障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書(平成30年度)について【平成31年4月】 障がい者差別解消の取組みと相談事例等の検証報告書【平成30年度】(概要) ~広域支援相談員の相談事例等の分析から~

- ○「助言・検証実施型」の合議体における広域支援相談員の相談事例等の総合的な分析 ○府内市町村への支援や啓発活動も含めた障がい者差別解消の取組みと課題を検証
- ○条例に規定した相談体制整備について、市町村・広域支援相談員・合議体の機能と 関係に着目し質的調査を実施

### 広域支援相談員の体制等と相談対応

### 広域支援相談員の体制と役割

【広域支援相談員の職務】

- 丁寧で質の高い相談対応と、市町村への的確な助言等を行うため、情報共有と相談員間の連携強化を図る (日々のケース進捗や市町村支援の取組みに関する日報作成、定期的なミーティングによるケース検討)
- また、様々な専門性を有する合議体から助言をもらう仕組みとなっており、それによって相談員の対応力の向 上が図られている
- 法や条例の周知に伴う相談事案の複雑化・多様化を見込まれることから、さらなる専門性や調整力が必要
- ⇒ 広域支援相談員の人材育成や、市町村に対する幅広い支援を行うための人材確保が課題

### 広域支援相談員の対応実績 (H30.4.1~H31.3.31)

- 新規事案件数は161件 (H29継続件数9件と合わせ実相談件数170件)(前年度4~3月 新規170件) (「不当な差別的取扱い」14件、「合理的配慮の不提供」14件、その他142件(うち、「不適切な行為」29件など) 対応回数は1.257回と前年度より増加(前年度4~3月 989回)、平均対応回数は7.4回/件。 相談対応にあたっては、電話対応のみならず、現場に向かって調整を図ることが増加してきている。
- 不当な差別的取扱いは14件で前年度より減少(H29年度は31件)、一方で「不適切な行為」は今年度は29件 (H29年度は16件)と増加しており、法上の差別に該当しない事案についてもキャッチし対応。

### 合議体における助言・検証の実施

[合議体での主な意見]

[府における整理と検証]

### 広域支援相談員の相談対応

- 「指導型の調整」を行う必要がある事案につい ては指導監査権限のある機関と連携するなど、 様々な関係部局と協力して対応することが必要 ではないか。
- 条例では、相談対象となる障がい者や事業者の 範囲について規定がないため、他府県が関わる 事例について、どこまで広域支援相談員が実効 的な調整ができるのか、整理が必要。
- 「指導型の調整」が必要な相談対応において指 導監査権限のある行政機関等と協力するなど、 様々な関係機関と情報共有や連携を図り、事業 者に働きかけていく。
- 他府県に渡る事例の対応も想定されるが、事例 に応じて柔軟に調整を図りながら、広域自治体 としての役割を果たせるよう、他府県と連携を 図っていく。

### 相談の分類と整理

- 不当な差別的取扱いについて、障がいを理由と するか否か、正当な理由があるか否かの判断が できない場合でも、障がい者差別の可能性があ る事例として考える必要があるのではないか。
- 合理的配慮の不提供について、事業者がどのよ うに対応すべきか悩ましいことも考えられるが、 互いに話し合って合意形成を図ることが望ましい と思われる。
- 事実確認が十分でなく、障がいを理由とするか 否かや、正当な理由があるか否かが判然としな い場合でも、不当な差別的取扱いに当たる可能 性を鑑みて対応していく。
- 合理的配慮の不提供については、その当否の判 断を主眼とするのではなく、障がい者の立場に立 ちながら、双方の話し合いや考える姿勢を培う べく対応していく。

### 合議体による「あっせん」の考え方

- 合議体は「不当な差別的取扱い」と認定する機 関ではなく、解決策を見出だすことが目的であ るため、差別の当否の判断が困難でも、あっせ ん案を作成できるのではないか。
- あっせんの申出があり、さらなる事実確認が必要 な場合には、広域支援相談員による調査に加 え、合議体による調査を行うことが考えられる。
- 合議体は解決策を提示することが第一義的な目 的であるという趣旨を鑑み、不当な差別的取扱 いの疑いがあると考えられる場合は、あっせん可 能なものとして対応する。
- あっせん案の作成に当たっては、さらなる具体的 な事実を確認する手続きが見込まれることも想 定して、事例検証を行なっていく。
- 広域支援相談員の「調整」の在り方や他機関との連携、障がい者差別に関する考え方が深まってきたことから、 今後も継続して合議体での議論を重ねることが大切。特に、「合理的配慮」に関して、個別具体的な事例を通して 後 議論し、考え方の整理が必要。
- いて、議論と検証が必要。 課
- 題 広域支援相談員、合議体、解消協議会の役割・機能やしくみについて、課題や今後の取組みを検証することが求

### 質的調査手法を用いた相談体制整備の検証

- ○条例に定めた相談体制整備の基盤となる、市町村、広域支援相談員、合議体それぞれの機能・役 割と関係性について分析。
- ※「質的調査」とは、数値によるデータで統計的処理をする「量的調査」とは違い、言葉の意味内容のまとまりやつながりを見 出す手法。例えば、インタビュー調査や自由記述などのデータを基に、分析がなされる。
- 法 以下の記録を基に分析: ・大阪府障がい者差別解消条例運用状況に関するワーキング ・広域支援相談員による出張情報交換会 ・大阪府障がい者差別解消ワーキング(市町村ワーキング)
- 結果・考察 市町村と相談員の役割と関係: 相談員は差別の個別事案に関する専門窓口であり、相談者 の生活全体や地域全体の啓発について関わることは、市町村につなぐといった役割分担が考えられる。
- 一方、相談員は、差別事案に関し専門的な助言や広域的な調整、市町村同士の関係構築を図る場の設定とい った役割を担い、市町村をバックアップ。
- 相談員と合議体の役割と関係: 合議体による助言・検証が、相談員へのスーパーバイズ機能を果たし、相談

員のスキルアップや、ひいては市 町村への助言につながる。

しかし、合議体だけで相談員や大阪府の課題をすべてクリアできるものではないことから、解消協議会の役 割についても整理が必要。

- まとめ この質的調査により、市町村、相談員、合議体の果たしてきた役割や相談体制の整備状況に ついて分析することで、相談員から市町村への、また合議体から相談員への助言機能が発揮されているなどの 評価される点と、制度や施策に関する審議、市町村の状況把握及び取組みの推進についてどうしていくかなどの 課題となる点が浮き彫りになった。今後は、評価される点を発展させ継続していくとともに、明らかとなった課題 の解決を図るための議論が必要。
- また、このしくみを十分機能させるためには、互いに対話し合える関係性の構築が重要。

### 府内市町村に対する支援の取組み

### 府内市町村の取組みに向けた支援

- 市町村ワーキング: 相談対応の手引きとなる 「相談の流れ」 に事例を追記するなど内容を充実。また、地域協議会 の運用状況等、差別解消の取組みに関する情報交換
- 市町村勉強会の開催: 府内市町村職員を対象に、基礎知識の習得、実務の理解、取組に関する情報共有
- 出張情報交換会の実施:相談員が各圏域に出向き、相談員による研修を行うとともに、市町村同士の情報交 換を実施。
- 市町村ヒアリング:地域協議会の設置や運用に関する意見及び課題を聴取。
- ⇒ 地域協議会の設置にあたっては、効率的な運用や参画委員の確保が課題。また、設置後は、ネットワークとし て活用しやすいというメリットがある反面、どのように有効に運用するかが課題。

### 市町村支援における課題

- 相談対応:相談窓口の周知を図るとともに、市町村の相談事例のキャッチ力や対応力の向上が求められる
- 地域協議会の設置: 地域協議会の設置促進を図るとともに、設置後の運用についても府が情報提供をすることが必要

### 障がい理解に関する啓発の取組み

- 大阪ふれあいキャンペーン ・共に生きる障がい者展・心の輪を広げる障がい者理解促進事業
- ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度 ・ヘルプマークの周知・普及 ・心のバリアフリー推進事業
- ⇒ 事業者や府民の差別への「気づき」を促す工夫をするとともに、公民連携や、障がい福祉分野と他分野との連携を図る

### まとめ

- 障がい者差別の解消のためには、事例の蓄積を活かしながら「気づく」力を身に付けることが第一歩。
- 事業者に対して「気づき」を促すことが、紛争防止や合理的配慮の提供につながり、「建設的対話」の文化を醸成。
- 身近な相談窓口である市町村は、多種多様な問題が混在する相談の中から差別に気づくとともに、差別以外 の相談についても適切な機関につなぐといった対応が求められる。
- また事例を通して、障がい者や事業者、多様な分野の関係機関が関わり合うことが、障がい者差別への気づ きや、障がい理解につながっていく。
- これらによって障がい者差別に関する周知や理解が進めば相談事例の増加と、複雑化・多様化が見込まれるた め、市町村や広域支援相談員の対応力の向上を図るとともに、適切な解決のため様々な関係機関と連携していく。
- 相談員の相談事例の助言を担う合議体、その母体となる解消協議会の役割や責務についても検討。

府の役割

障がい者差別の解消に向けては、差別への「気づき」、様々な関係機関とのネットワークの構築、 その構成員が主体的な役割を果たすことが必要。今後も、啓発と相談体制の両輪で、差別解消に 向けた取組みの工夫を進めていく。 大阪府ホームページより掲載

### 自由同和会大阪府本部第34回大会

### 大会の趣旨

平成28年12月に「部落差別解消法」が成立し、6条に規定する実態調査が行われるが、 一部については昨年から既に実施されている。

この実態調査については、「部落差別解消法案」を審議する参議院法務委員会で法案提 出者は、「対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定したうえで、その中の個人と か地区等々について実態調査するということは全く考えておりません」と答弁したことと、法 務省が実態調査の手法・内容等の検討を(公財)人権教育啓発推進センターに委託したこ とで、同センター内に設置された有識者会議のヒアリングで、私ども自由同和会は、部落差 別の実態調査であり、部落の実態調査ではないこと。特定の地域を指定し、旧同和関係者 を選別すれば、行政によるアウティングに繋がり、更に地域や個人が固定化されること。を 強調した意見を開陳したことが相まって、平成5年に国が実施した地区概況調査と生活実態 調査は行わず、①法務省の人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体(教 育委員会を含む)が把握する差別事例の調査(提出期限、本年5月末日)、③インターネット 上の部落差別の実態に係る調査 (既に調査済み)、④一般国民に対する意識調査 (サンプ ル数1万)、以上の4点について実態調査をすることになった。

今年度末までには結果が公表されるので、調査結果を分析し、今後の活動に生かしていく。

本大会では、「部落差別解消法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」など には救済に関する条項がないことから、改めて簡易・迅速・柔軟に人権救済を行う国家行 政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心にする新たな「人権擁護法案」 の成立を求めるなど、自由同和会大阪府本部の運動の方向性を決する運動方針や事業計画 などを審議決定する定期大会である。

時 令和元年(2019年)7月7日(日)

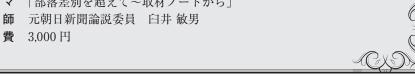
13:00~15:00 (受付時間12:00~)

所 シティプラザ大阪/大阪市中央区本町橋 2-31 TEL 06-6947-7888

講演テーマ 「部落差別を超えて~取材ノートから」

講

参加費3,000円



衆議院議員

泰

河内長野市長

寝屋川市

衆議院議員

本

衆議院議員

# ※多数のご臨席、ご祝電、ありがとうございました。この紙面にて御礼申し上げます。

千早赤阪村長

### 自由同和会第34回全国大会

交野市長

高石市長

### (国会関係)

衆議院議員

## 〈大阪府議会関係〉

一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	幹事
美伐く	長
目系/	
	杉

自由民主党・無所属

府議会議員

太

自由民主党市民クラブ大阪市会議員団 〈堺市 議会関係

〈大阪府関係 堺市市議会議員 西

昭

 $\equiv$ 

島本町長

| 尻町長

府民文化部人権局長 大阪府知事

太子町

町 村関係

岸和田市 堺市副市長 大阪市長

豊中市長 市長 中

長 永

豊能町

町長

忠岡町

取町

南町

以田市長

衆議院議員 衆議院議員

衆議院議員

谷

かしきなおみ

代理

箕面市長

和泉市長

大東市長

柏原市長

衆議院議員

英

代理

衆議院議員 衆議院議員 衆議院議員 衆議院議員 原 大

司

泉南市長

門真市長

宮

阪南市長

大阪狭山

市長

高槻市長

史

大 英 治

茨木市長

衆議院議員

参議院議員

摂津市長 泉大津市長 枚方市長 松原市長 羽曳野市 北

千代松 東

泉佐野市

四條畷市

池田市長

浅

み

### 令和元年度運動方針(自由同和会中央本部)

生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めて る「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、 いない場合には見直しを強く求めていく。 また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、

平成26年度からは所得制限 (全日制の場合14, 8 5 0

と、学力要件がない第2種(利息付)とがあり、第2種の場合は を超えている)。 が利用しているといわれている 都道府県などでも貸出を行っており、 日本学生支援機構の奨学金は、学力要件がある第1種 (無利息 (日本学生支援機構だけでも 現在では5割を超える学生

公立・自宅外/私立・自宅)、月額4万円(私立・自宅外)でしかなく、 規として2万人分が計上され、平成31年度も新規で同様の2万人 額の増額を求めていく。 第1種か第2種の奨学資金との併用にならざるを得ないので、 分が計上されているが、月額2万円(国公立・自宅)、月額3万円 平成30年度からは返済不要の給付型奨学資金制度が始まり、  $\widehat{\mathbb{B}}$ 

学就学支援法」が提出されており、 から注意深く見守りたい。 学などの授業料の減免と給付型奨学資金の拡充を目的とする「大 は上限まで、380万円未満は年収に応じて)の学生を対象に大 は無償化が一挙に進むが、 今国会には、低所得者世帯(住民税非課税世帯270万円未満 消費税10%の増額分を財源にすること 成立すれば2020年度から

40万円・50万円と、入学の時に必要な資金も借りることができる。 万円まで借りることができる。 国の教育ローン(日本政策金融公庫) また、入学時特別増額貸与奨学金も、 は、 利息は高いが35

文部科学省に求めていく。 を図っていくと同時に、所得の格差で教育の格差が生じないよう、 **天阪市が実施している塾代補助である「教育バウチャー制度」** 大学・短期大学の進学率の向上

の奨学資金は対象外なので、 連動型無利子奨学資金制度」 とから、「所得連動返還型制度」 めていたが、平成24年度からは (猶予年限特例) 「所得連動型返還型無利子奨学資 や「返還免除規定」の導入を求 が導入されたが、 「新たな所得

「障がい者基本法」が改正され、インクルーシブ教育が

守口市長

八尾市長

定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になって 活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の れているが、「部落差別解消法」の成立から、この2つの法律を有効 する法律」が制定されており、国においては基本計画も策定実施さ 教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関

の設置を求めていく。 権研修の充実に努めていくとともに、 未設置の企業には、推進員 企業内の人

高額な入学金が必要な学校も存在することから、 授業料の支援として、月額9,900円が就学支援金として支給 する高等学校等奨学資金制度の一層の拡充を求めていく。 税世帯に関しては高校生等奨学給付金制度も設けられているが、 合24,750円/月)が支払われ、更に、生活保護世帯や非課 800円/月)、270万円未満は基本額の25倍(全日制の 月)、270~350万円未満は基本額の2倍 (全日制の場合19: される制度に変更され、私立高校の場合には、世帯の年収350 収約910万円)が取り入れられ、国公私立を問わず、高校等の 590万未満は基本額の1.5倍 高等学校の授業料の無償化は、 大学・短期大学の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構や

利子から無利子への流れが加速している。 毎月貸与する金額が、2万円~12万円(1万円刻み)と選択でき るようになっているが、平成31年度予算要求では、 人(8千人増)、無利子5万4千人(2万9千人増)となり有 有利子76万5

10万円・20万円・30万円

低所得で奨学金の返済ができす滞納者が増加しているこ

する人権研修の徹底をも求めていく。体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対 促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の も通学できるようになると思われるが、文部科学省により一層の 5記され、また、平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行 これたことで、すべての学校でバリアフリー化が進み、車イスで

際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画 的に実施されるよう働きかける。 には、旧同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決し ·校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その 取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各 )次とりまとめ)が、平成21年10月には「人権教育の推進に関す また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度につい 平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」(第

名称は「義務教育学校」になることから、旧同和関係者が多数在 校教育法」が改正され平成28年4月から施行された。その学校の 籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性も あることから、導入には断固として反対していく。 つある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域 なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学

# 4 人権侵害の処理及び被害者の救済

絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」 第件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは 有効に活用して救済を図っていく。 れるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵 国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設

して人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られている 処するため、平成25年度からは全国の法務局に、企画担当委員と で、積極的に人権救済を行っていく。 多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対

的に成立に漕ぎ着けないでいるので、国民の支持が得られるようにす 言論や表現の自由を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果 るため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直 作業を開始する。 また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、

国及び地方公共団体や企業での取り組みが進みつつあるが、大半の当事 者はカミングアウトとは無縁な生活を営んでいるのが実情で、地方公共 LGBTについては、「ダイバーシティ&インクルージョン」と称し、 .体や企業での各種制度はカミングアウトが前提になっている。

9当事者が何の障壁もなく社会生活が営める社会の実現が最も望ましい 私どもは、LGBT理解増進会が提唱するカミングアウトをしなくて

考える。

があり、カミングアウトしている当事者と日常的に触れ合う環境とそ ではない環境では違いが生じることは至極当然であると思われ 一方、LGBTに関する国民の理解は、都市部と地方では大きなギャッ

調査はインターネットを利用しての調査であり、インターネット利用者 制度の拡充も必要なことだが、無理解からの差別・偏見をなくしてい 刻も早い国レベルでの大規模な調査が望まれる。 いての調査の結果は実態と乖離していることが予想されることから、 限定されるため、地方公共団体や企業には通用しても、一般の国民に ある企業が3年毎にLGBTに関しての調査を実施しているが、この

むものとする。の「人権擁護法案」が成立できるよう自由同和会の総力を挙げて取り組の「人権擁護法案」が成立できるよう自由同和会の総力を挙げて取り組柔軟に救済を図る目的の「人権委員会」の設置を中心にする新たな内容 ことが最も必要であり、緊急を要するものであることから、一日も早 進教育・啓発が全国遍く実施されるよう、LGBT理解増進会ととも 「LGBT理解増進法案」が成立し、LGBTを理解するための理解 強力な運動を展開する。併せて、人権侵害の被害者を簡易・迅速・